破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０３０９号
東京都荒川区西尾久６丁目22番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区西日暮里５丁目24番２号
破産者　有限会社東弘設備工業所
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１０号
東京都荒川区西尾久６丁目22―２
破産者　木口　安弘
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１１号
東京都荒川区西日暮里６丁目４―16―204
破産者　木口　英一
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１２号
東京都足立区新田３丁目37―11―824
破産者　木口　直次
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１００６号
神奈川県横浜市青葉区青葉台１丁目６番地16　ＧＨビル４Ｆ
破産者　共栄電子株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７２７号
東京都文京区本郷２丁目21番11号　グランディア元町101号
破産者　パシフィック・コンピュータ・エクスチェンジ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７２８号
東京都世田谷区野毛３―15―17　プラムハウス１階、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区上溝3997―１―201
破産者　山口　一善
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４４号
千葉県東金市幸田699
破産者　辻村　良輔
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４７号
東京都世田谷区船橋１丁目９番10号
破産者　有限会社グリーンフィールズ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５１号
東京都八王子市川町244番地307
破産者　木村　喜博
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９９２号
東京都中央区日本橋浜町１丁目７番６号
破産者　アトラス株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０１４号
東京都福生市大字福生962―２―102
破産者　村田　孝治
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２５９号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１―36―24、商業登記簿上の本店所在地東京都羽村市羽東３丁目11番37号
破産者　有限会社マルカ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６１号
東京都足立区谷在家１丁目１―３　第１宝マンション306、破産手続開始決定時の住所東京都台東区下谷３丁目１―21―202　グリーンパーク入谷
破産者　荻原　広子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１１８号
東京都練馬区大泉学園町２丁目12―２―301
破産者　鰭沼　英一
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５０１号
東京都西東京市谷戸町１丁目13―１
破産者　阿部　　通
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１４号
東京都調布市多摩川５丁目７―１―203、開始決定時の住所東京都調布市布田５丁目45―１―205
破産者　矢野　陽一
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７４号
東京都品川区西五反田１丁目25番２号
破産者　株式会社Ｇｒｏｏｖｉｎ’　Ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７５号
東京都品川区大崎３丁目10―９―105
破産者　齋藤　龍一
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９３８号
東京都調布市布田５―45―１　エムヤマグチ205、商業登記簿上の本店所在地東京都港区新橋２丁目２番地３号
破産者　ＭＡＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部